

令和元年度

第22回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和2年2月7日(金)
開会13時05分 閉会13時52分

場 所 教育委員室

令和元年度
第22回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 公文書一部公開決定に係る審査請求に対する裁決について
- 第2号議案 教職員の懲戒処分について
- 第3号議案 大分県長期教育計画（改訂案）について
- 第4号議案 文化財の指定及び解除について

(2) 協 議

- ① 令和2年度大分県教育委員会の組織改正について
- ② 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課参事 (総括)	阿 部 充
	社会教育課課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第22回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、松田委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は13時55分を予定しています。よろしくお願ひします。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第1号議案は個人に関する情報を含むものであることから、また、第2号議案並びに協議の①及び②は人事に関する案件であることから、当該議案及び協議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び第2号議案、並びに協議の①及び②は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

【議案】

第3号議案 大分県長期教育計画（改訂案）について

（工藤教育長）

それでは、第3号議案「大分県長期教育計画（改訂案）について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

（中村教育改革・企画課長）

資料の1ページをお開きください。

本議案につきましては、大分県長期教育計画の改訂に当たり、令和2年大分県議会第1回定例会に上程する改訂案を決定したいので、提案をさせていただくものです。

まず、パブリックコメントなど、改訂素案に関して頂いた意見への対応について、口頭でご説明いたします。12月23日の教育委員会において、本計画の改訂素案を決定いただき、翌日の12月24日から1月23日までパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントにおいては、8件の意見を頂きましたが、指標の変更に当たっての考え方に関する質問が主な内容でした。パブリックコメントを受けて本文の記載を変更した箇所はございませんが、改訂案の69ページから72ページにかけて、目標指標一覧を参考資料として掲載し、その中で、「数値の算出方法」について記載するなど、県民に分かりやすく提示するとともに、パブリックコメントに対する回答は、後日、県教育委員会のホームページに掲載する予定であります。

また、1月22日には、大学関係者やPTA関係者などの外部有識者で構成される「大分県長期教育計画委員会」を開催し、その中でも多くの意見を頂き、改訂案の数箇所に反映させております。

例えば、改訂案の8ページをご覧ください。

「2 教育を取り巻く時代の要請」の中の「(2) 急速な技術革新」の中で、10年後には、IoTや人工知能などの先端技術が生活の場に取り入れられ、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されている旨を、国の教育振興基本計画を踏まえて記載しておりましたが、既にIoTや人工知能などの先端技術は生活の場に取り入れられている時代であるとの指摘を受けまして、「10年後には」という記載を削除しました。

さらに、こうした社会の変化を踏まえた国の動向に応じて、小・中学校の学習活動における個人用PC・タブレットの活用やそれを支える高速通信環境の構築など、学校の教育環境整備も急務になっていることを書き加えるとともに、改訂案32ページに記載の目標指標「タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数」の令和6年度の目標値を「2.8人」以下から「1人」以下に上方修正しております。

そのほかにも、大分県長期教育計画委員会委員の意見や市町村教育委員会からの意見を踏まえ、語順の変更や語句の追加などの軽微な修正を行っております。

また、大分県長期教育計画委員会の中で、不登校等対策について、改訂案39ページの主な取組の「③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実」という見出しの表記について、「不登校の捉え方が変わってきている中で、学校復帰を第一義的なものとして強調しているように見える書き方でよいのか」との意見を頂きました。これについては、国の通知も踏まえて、不登校児童生徒の学校復帰のみを唯一の解決策とせず、社会的自立を目指すことが重要であることから、「学校復帰」と「社会的自立」を併記して表現しているところであり、このことを踏まえ検討した結果、表記の変更はしていません。

改訂素案からの主な変更点の説明は以上となります。

変更を加えた箇所を中心に、平仄^{ひょうそく}を取るなどの細かな点に関する最終的な確認を経て、議会へ上程し、議決の上、年度内に成案を公表する運びを予定しております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林委員)

今まで随分議論をしてきて、県民の声や専門家の意見も聞いて、非常に良いものになったのではないかと思います。また議会で議論されると思いますが、その後も県民に広く知らせるということをしてほしいと思いました。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。

第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【議案】

第4号議案 文化財の指定及び解除について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「文化財の指定及び解除について」木下 文化課長から説明いたします。

(木下文化課長)

資料10ページをご覧ください。

県指定文化財の指定と指定の解除は、「大分県文化財保護条例」の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その答申に基づいて教育委員会が指定及び解除することとなっております。

今年度は、市町村等より5件の文化財の指定と、1件の指定文化財の解除について申請があり、審議会に諮問したところ、令和元年12月26日の審議会で審議され、去る1月6日に、うち4件を県指定文化財に指定し、1件は継続審議とし、1件は解除が適切との答申をいただいたところです。

資料1ページから4ページまでをご覧ください。

審議会答申に基づき、一覧表にありますとおり、有形文化財2件、史跡1件を大分県指定文化財に指定し、史跡1件を追加指定し、名勝1件の指定を解除したいので提案するものであります。

では、5ページ以降の資料に沿って各文化財について説明いたします。

まず、有形文化財 彫刻の「1. 木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像」^{もくぞうやくしにょらいざぞうおよ につこう がっこうぼさつりゅうぞう}です。速見郡日出町の願成就寺^{がんにょうじゆじ}にあるヒノキ材、寄木造の仏像3軀です。3尊とも頭髪や唇に一部色彩が残るほかは、全体に金箔を貼り付けて仕上げています。抑揚の少ない身体表現と、浅く細やかに刻まれた衣のひだなど、平安時代後期彫刻の典型的な特徴を示しており、全体として保存状態は良好であり、指定に値するとの評価をいただきました。

次に、有形文化財 古文書の「2. 田尻家文書 附 仏像二軀・鏡一面」^{たじりけもんじよ つけたりぶつぞうに く かがみいちめん}です。古文書や、保存木箱、持仏、鏡など69点からなります。田尻氏は大友氏4代当主親時の孫にあたる直親を祖とし、直親が肥後国阿蘇郡田尻村と豊後国直入郡の一部を所領としたことから、田尻氏を名乗るようになりました。田尻家文書は国境地帯の国人の動向を知る貴重な文書として、指定に値するとの評価をいただきました。

次に、史跡の「3. 法垣遺跡」^{ほうがきいせき}です。中津市の犬丸川左岸の標高25m前後の台地上に所在する縄文時代の集落遺跡です。発掘調査で竪穴建物跡、掘立柱建^{たてあな ほつたてばしら}

物跡、土坑^{どこう}が確認されました。特に建物を廃棄して堅穴を埋める過程で、大量の土器と共に人骨が見つかり、廃屋を利用した埋葬遺構が明らかになったことは注目に値し、九州の縄文文化を考える上で重要な遺跡として、指定に値するとの評価をいただきました。

そして、史跡の「4. 平田城跡^{ひらたじょうあと}」です。中津市耶馬溪町の平田地区、山国川中流左岸にある標高117mの台地先端部に位置する中世城郭で、昨年（平成31年3月12日付けで）、既に整備されている南台が主に指定されましたが、今回の調査で、未整備の北台の中央部に周囲には石垣を巡らした「伝本丸・二の丸」があり、ここが中心的な曲輪^{くるわ}であったことが分かったため、北台部分も追加指定すべきとの評価をいただきました。

最後に、名勝の「5. 夷谷^{えびすだに}」です。昭和32年に県指定名勝に指定されており、平成30年（10月15日）に指定地の多くが国指定名勝「中山仙境（夷谷）」に指定されましたが、19筆が指定から漏れたため、今回審議会に調査をお願い^{きよう}しました。4筆は公図になく、残り15筆全てにおいて、夷谷の特徴である凝灰角礫岩^{かいかくれきがん}の岩峰^{がんぼう}は見られず、山林・耕地・道路などとなっていました。さらに、15筆は、中山仙境を中心に広いエリアに飛び地で存在しているため、面的な風致景観を成すものでもなく、現状の県名勝「夷谷」は指定に耐え得るものと言いき難いとの評価をいただきました。

今回、本教育委員会で審議をお願いする有形文化財2件及び史跡1件の指定並びに1件の追加指定、さらに名勝1件の解除が承認されますと、資料11ページの表にありますとおり、県指定文化財の件数は、有形文化財が495件、史跡が108件、名勝が6件、県指定文化財の合計は750件となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（林委員）

文書の真贋^{しんがん}はどのような方法で行なうのですか。紙や墨の成分分析などの科学的調査を行なうのですか。それとも専門家による筆跡鑑定などをするのですか。

（木下文化課長）

研究者による筆跡や歴史的つながりの調査で真贋^{しんがん}を判断します。

（林委員）

夷谷^{えびすだに}の解除については、地元からの申請があったのですか。

（木下文化課長）

県指定有形文化財については、大分県文化財保護条例（昭和30年大分県条例

第12号)第5条第2項により、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は解除されたものとする」と規定されており、これにより、夷谷の多くは平成30年に国指定名勝となったことで自動的に解除となりました。今回は、国指定に含まれなかった地番について解除すべきか否かを審議会に諮り、専門家による調査を行って、現状維持ではなく解除すべきという判断が出た次第です。

(林委員)

名勝とは違う場所があったということですか。

(木下文化課長)

そうです。

(高橋委員)

田尻家文書ですが、花押もあるので、これは御本人が書いたものですか。

(木下文化課長)

花押は文書の差出人本人が記しています。

(高橋委員)

仏像は痛みが激しいようですし、文書も虫食いなどがあるようですが、修理して保存するのですか。

(木下文化課長)

仏像や文書は伝来の経緯等もあるので、補修せず現状で保存していくことになります。

(高橋委員)

これ以上劣化しないよう、しっかりと保存してください。

(工藤教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。
第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でそのほか何かございますか。

(工藤教育長)

では、これから非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第1号議案 公文書一部公開決定に係る審査請求に対する裁決について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「公文書一部公開決定に係る審査請求に対する裁決について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにごいませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【議案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

① 令和2年度大分県教育委員会の組織改正について

(1課〔教育改革・企画課〕在室)

(工藤教育長)

次に、協議の①「令和2年度大分県教育委員会の組織改正について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

ございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

【協 議】

② 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、体育保健課〕在室)

(工藤教育長)

次に、協議の②「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」加藤 体育保健課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

ございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第22回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。